

2025/10/17 (予定) 改正

## 基礎控除・給与所得控除の見直しに対応 他 4 件

Ver.250930

### 基礎控除・給与所得控除の見直しに対応

以下のとおり、所得税の基礎控除の見直し等が行われました。

当サービスでは、[\[年末調整処理\]メニュー](#)で年末調整計算する際に、自動的に反映されます。

- 基礎控除の見直し

合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	改正前	改正後
132 万円以下 (200 万 3,999 円以下)	48 万円	95 万円
132 万円超 336 万円以下 (200 万 3,999 円超 475 万 1,999 円以下)		88 万円
336 万円超 489 万円以下 (475 万 1,999 円超 665 万 5,556 円以下)		68 万円
489 万円超 655 万円以下 (665 万 5,556 円超 850 万円以下)		63 万円
655 万円超 2,350 万円以下 (850 万円超 2,545 万円以下)		58 万円

- 給与所得控除の見直し

55 万円の最低保障額が 65 万円に引き上げられました。

【給与所得控除額（改正された範囲）】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162 万 5,000 円以下	55 万円	65 万円
162 万 5,000 円超 180 万円以下	その収入金額 × 40 % - 10 万円	
180 万円超 190 万円以下	その収入金額 × 30 %+ 8 万円	

上記に伴い、令和 7 年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されます。

**!** 注意

令和 7 年 12 月 1 日以後に給与等の支払いがない人には、この改正は適用されません。

対応メニュー

## 特定親族特別控除の創設に対応

特定親族の合計所得金額に応じて控除する「特定親族特別控除」が創設されました。

### 補足

特定親族とは、居住者と生計を一にする 19 歳以上 23 歳未満の親族で、**合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下**（収入金額が 123 万円超 188 万円以下）の人をいいます。

なお、合計所得金額が 58 万円以下の場合は、特定親族特別控除の対象とはなりません。扶養控除の対象となります（特定扶養親族に該当します）。

年末調整において特定親族特別控除の適用を受ける場合は、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

また、**合計所得金額が 58 万円超 100 万円以下**（収入金額が 123 万円超 165 万円以下）の場合は「源泉控除対象親族」となり、令和 8 年 1 月以後に支払うべき給与について、源泉控除が受けられます（令和 8 年分以後の扶養控除等申告書の「源泉控除対象親族」欄に記載します）。

### 補足

合計所得金額が 100 万円超 123 万円以下（収入金額が 165 万円超 188 万円以下）の特定親族については、各月の源泉徴収税額の計算では考慮されませんが、年末調整の際に特定親族特別控除申告書を提出することにより、特定親族特別控除の適用を受けることができます。

### 【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	特定親族特別控除額
58 万円超 85 万円以下 (123 万円超 150 万円以下)	63 万円
85 万円超 90 万円以下 (150 万円超 155 万円以下)	61 万円
90 万円超 95 万円以下 (155 万円超 160 万円以下)	51 万円
95 万円超 100 万円以下 (160 万円超 165 万円以下)	41 万円
100 万円超 105 万円以下 (165 万円超 170 万円以下)	31 万円
105 万円超 110 万円以下 (170 万円超 175 万円以下)	21 万円
110 万円超 115 万円以下 (175 万円超 180 万円以下)	11 万円
115 万円超 120 万円以下 (180 万円超 185 万円以下)	6 万円
120 万円超 123 万円以下 (185 万円超 188 万円以下)	3 万円

当サービスでは、以下のメニューが変更されます。

**【控除申告書印刷】メニュー**

- 「給与所得者の特定親族特別控除申告書」は、「給与所得者の基礎控除申告書」、「給与所得者の配偶者控除等申告書」および「所得金額調整控除申告書」との兼用様式です。

令和8年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

新種別番号: 給与の支払者の名称: ○B7 商事株式会社 (フリガナ) ヤマダ 行方  
 住所: 東京都新宿区西新宿6丁目8番1号 (フリガナ) あなたの住所: 東京都新宿区戸山2-13-8  
 代表者名: 山田 一朗 (フリガナ) あなたの氏名: 山田 一朗  
 所在地(住所): 住友不動産新宿オークタワー (フリガナ) あなたの住所: コイナルパークマンション805

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆  
 あなたの本年中の合計所得金額の見積りの計算  

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	7,300,000 円	5,470,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積り (1)と(2)の合計		5,470,000 円

 控除額の計算  

所得の種類	収入金額	所得金額
152万円超 336万円以下	152万円超 336万円以下	10万円
336万円超 459万円以下	336万円超 459万円以下	10万円
459万円超 683万円以下	459万円超 683万円以下	10万円
683万円超 900万円以下	683万円超 900万円以下	10万円
900万円超 950万円以下	900万円超 950万円以下	10万円
950万円超 1,000万円以下	950万円超 1,000万円以下	10万円
1,000万円超 2,350万円以下	1,000万円超 2,350万円以下	10万円
2,350万円超 2,400万円以下	2,350万円超 2,400万円以下	10万円
2,400万円超 2,450万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	10万円
2,450万円超 2,500万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	10万円

 基礎控除の額: 630,000 円

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆  
 配偶者の氏名等 (フリガナ) 配偶者の氏名: 山田 一朗  
 配偶者の生年月日: 昭和50年 5月 3日  
 配偶者の住所: 東京都新宿区戸山2-13-8  
 配偶者の職業: 専業主婦  
 あなたの配偶者である配偶者が、あなたと同居しているかどうか: 同居している  
 あなたの配偶者である配偶者が、あなたと同居していない場合は、同居していない理由を記載してください。

◆ 給与所得者の特定親族特別控除申告書 ◆  
 特定親族の氏名等 (フリガナ) 特定親族の氏名: 山田 一朗  
 特定親族の生年月日: 昭和50年 5月 3日  
 特定親族の住所: 東京都新宿区戸山2-13-8  
 特定親族の職業: 専業主婦  
 あなたの特定親族である特定親族が、あなたと同居しているかどうか: 同居している  
 あなたの特定親族である特定親族が、あなたと同居していない場合は、同居していない理由を記載してください。

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆  
 あなたの本年中の年次調整の対象となる収入金額が50万円以下の場合、記載する必要はありません。

当サービスでは、「控除申告書印刷 - 印刷条件設定」画面の「基本」ページで、印刷対象の「基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書」にチェックを付けると、印刷できます。また、「控除申告書印刷 - 印刷条件設定」画面の「基礎控除等」ページで、「特定親族情報を印字する」「特定親族の合計所得金額欄を印字する」にチェックを付けると、特定親族特別控除申告書に氏名や合計所得金額欄が印字されます。

- ・ [控除申告書印刷 - 印刷条件設定] 画面の [基本] ページで、印刷対象の「扶養控除等（異動）申告書」と「翌年分も印刷する」にチェックを付けると、新様式の「令和8年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」が印刷できます。源泉控除対象親族が特定扶養親族または特定親族の場合は、「特定扶養親族・特定親族」欄の該当箇所をチェックが付きます。

**令和8年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書**

新様式印刷等 印 刷 対 象 の 種 別	給付者の支払者の名称（氏名） 〇BC商事株式会社	(フリガナ) ヤマダ 一郎	あなたの生年月日 昭和51年9月21日	扶養を受ける親族の氏名 山田 一郎
新様式印刷等 印 刷 対 象 の 種 別	給付者の支払者の名称（個人番号） あなた自身の個人番号	あなたの氏名 山田 一郎	あなたの生年月日 昭和51年9月21日	扶養を受ける親族の氏名 山田 一郎
新様式印刷等 印 刷 対 象 の 種 別	給付者の支払者の所在地（住所） 東京都新宿区西新宿6丁目8番1号 住次不動産新宿パークタワー	あなたの住所又は居所 東京都新宿区戸山2-13-3ロイヤルパークマンション805	郵便番号 162-0002	扶養を受ける親族の住所 東京都新宿区戸山2-13-3ロイヤルパークマンション805

以下の各欄に記載する親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、高齢、ひとり親又は勤労学生いずれにも該当しない場合には、上記の各欄を記載して給付者の支払者に提出してください。

区分等	(フリガナ)	氏名	あなたとの続柄	生年月日	居住者である親族(注1)	住所又は居所	異動月日及び事由 (令和8年中に異動があった場合に記載してください。) (注2)
A 源泉控除対象配偶者	1	山田 一郎	夫	昭和53年5月3日	<input type="checkbox"/> 同居親族等 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族 <input type="checkbox"/> 特定親族 <input type="checkbox"/> その他	東京都新宿区西新宿6丁目8番1号 住次不動産新宿パークタワー	
	2	山田 一郎	妻	昭和51年9月21日	<input type="checkbox"/> 同居親族等 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族 <input type="checkbox"/> 特定親族 <input type="checkbox"/> その他	東京都新宿区西新宿6丁目8番1号 住次不動産新宿パークタワー	
B 源泉控除対象親族 (16歳以上)	1	山田 一郎	子	昭和17年8月30日	<input type="checkbox"/> 同居親族等 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族 <input type="checkbox"/> 特定親族 <input type="checkbox"/> その他	東京都新宿区西新宿6丁目8番1号 住次不動産新宿パークタワー	
	2	山田 一郎	子	昭和20年1月11日	<input type="checkbox"/> 同居親族等 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族 <input type="checkbox"/> 特定親族 <input type="checkbox"/> その他	東京都新宿区西新宿6丁目8番1号 住次不動産新宿パークタワー	
C 障害者、高齢、ひとり親又は勤労学生	1	山田 一郎	本人	昭和51年9月21日	<input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> 勤労学生	東京都新宿区西新宿6丁目8番1号 住次不動産新宿パークタワー	
	2	山田 一郎	配偶者	昭和51年9月21日	<input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> 勤労学生	東京都新宿区西新宿6丁目8番1号 住次不動産新宿パークタワー	

注1 同居親族等とは、同居する親族、配偶者、特定扶養親族、特定親族、その他を指します。  
注2 異動月日及び事由は、異動が生じた日及び事由を記載してください。異動が生じた日がない場合は、異動月日及び事由を記載してください。

区分等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者 氏名	あなたとの続柄	住所又は居所	異動月日及び事由
D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等								

○住民税に関する事項（この欄は、地方自治体45号の3の2及び第17条の3の2に基づき、給付者の支払者を經由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。）

区分等	(フリガナ)	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外扶養親族 (注1)	令和8年中の所得の金額(注2)	異動月日及び事由
16歳未満の扶養親族 (平成23.7.25以後生)	1					<input type="checkbox"/> 同居親族等 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族 <input type="checkbox"/> 特定親族 <input type="checkbox"/> その他		
16歳以上の扶養親族 (平成23.7.25以後生)	2					<input type="checkbox"/> 同居親族等 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族 <input type="checkbox"/> 特定親族 <input type="checkbox"/> その他		

注1 同居親族等とは、同居する親族、配偶者、特定扶養親族、特定親族、その他を指します。  
注2 所得の金額とは、給与所得、雑所得、退職所得、雑所得、その他所得の合計額を指します。

## 対応メニュー

[年末調整 - 控除申告書 - 控除申告書印刷] メニュー

## 【基礎／配偶者／特定親族特別／所得金額調整控除申告書】メニュー

メニュー名が、[基礎／配偶者／所得金額調整控除申告書] メニューから [【基礎／配偶者／特定親族特別／所得金額調整控除申告書】メニュー](#) に変更されました。

「給与所得者の特定親族特別控除申告書」が提出された場合は、【特定親族特別控除】に入力します。

基礎 / 配偶者 / 特定親族特別 / 所得金額調整控除申告書

OBC 株式会社

社員番号 | 氏名

提出区分 | 社員番号欄 | 2025年分

基礎 / 配偶者 / 特定親族特別 / 所得金額調整控除

【基礎控除】			【配偶者控除等】		
所得の種類	収入金額	所得金額	所得の種類	収入金額	所得金額
給与所得	円	円	給与所得	円	円
給与所得以外の所得	円	円	給与所得以外の所得	円	円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額	円	円	配偶者の本年中の合計所得金額の見積額	円	円
基礎控除の額			配偶者控除の額		
円			円		

【特定親族特別控除】					
フリガナ	続柄	生年月日	非居住者	所得の見積額	特定親族特別控除の額
氏名	住所又は居所	生計を一にする事実		円	円

【所得金額調整控除】		提出区分	特別障害者に該当する事実
要	あなた自身が特別障害者		
要	同一生計配偶者が特別障害者		
作	扶養親族が特別障害者		
作	扶養親族が年齢23歳未満(平15.1.2以後生)		扶養控除等申告書のとおり

F1 ヘルプ | F5 次データ | F8 画面表示 | F10 条件設定 | F12 閉じる

## 対応メニュー

〔年末調整 - 控除申告書 - 控除申告書入力 - 基礎 / 配偶者 / 特定親族特別 / 所得金額調整控除申告書〕メニュー

### 【年末調整処理】メニュー

〔[年末調整処理](#)】メニューの〔所得控除等〕ページに、【特定親族特別控除情報】が追加されました。

101 東日本営業課

社員番号 | 氏名

100000 | 山田 一朗

先入力 | 給与年調

所得控除等 | 税額控除 | 中途入社 | 家族・所得控

【保険料控除情報】		【基礎控除情報】	
一般生命保険料	新 旧 0	基礎控除申告書の提出	1 あり
介護医療保険料	新 旧 0	基礎控除額	***.***
個人年金保険料	新 旧 0	【配偶者控除等情報】	
生命保険料控除額	0	配偶者合計所得	0
地震保険料	0	配偶者控除等申告書の提出	1 あり
旧長期損害保険料	0	老人控除対象配偶者	0 対象外
地震保険料控除額	0	配偶者控除額	***.***
国民年金保険料	0	配偶者特別控除額	***.***
社保申告控除分合計	0	【特定親族特別控除情報】	
小規模共済掛金	0	合計所得(S)...	0
		特定親族申告書の提出	0 なし
		特定親族特別控除額	0

【税額計算情報】		【所得金額調整控除情報】	
課税区分	1 甲種	所得調整控除申告書の提出	1 あり
年末調整区分	1 年調する	所得金額調整控除額	***.***
年末調整方法	0 給与年調		
単独雇用方法	0 現金		

### 補足

〔[基礎 / 配偶者 / 特定親族特別 / 所得金額調整控除申告書](#)】メニューで【特定親族特別控除】を入力していた場合は、【特定親族特別控除情報】に反映されます。

「給与所得者の特定親族特別控除申告書」が提出された場合は、特定親族申告書の提出に「1：あり」を選択すると、〔年末調整処理 - 特定親族合計所得〕画面が開きます（〔合計所得〕ボタンをクリックしても〔年末調整処理 - 特定親族合計所得〕画面が開きます）。

初期値として、処理年の12月31日時点の年齢が 19 歳以上 23 歳未満の場合は、特定親族区分に「1：対象」が表示されます。

特定親族合計所得を入力すると、特定親族特別控除額が計算されます。

No.	氏名	続柄	生年月日	特定親族区分	特定親族合計所得	特定親族特別控除額
1	洋朗	子	平成17年 6月 1日	1 対象	900,000	610,000
2	伸介	子	平成20年 1月11日	0 対象外	0	0
3	大原 とし	母	昭和15年 6月 4日	0 対象外	0	0

#### 補足

- ・ [年末調整処理 - 特定親族合計所得] 画面の特定親族特別控除額がある場合は、[\[年末調整処理\] メニュー](#)の[家族・所得税] ページの扶養親族の扶養区分は「0: 控除対象外」になります。
- ・ [年末調整処理 - 特定親族合計所得] 画面で入力した特定親族合計所得は、[\[年末調整処理\] メニュー](#)の[家族・所得税] ページの所得の見積額には反映されません。

これに伴い、汎用データの年末調整データに項目が追加されます。

詳細は、「[データ受入形式一覧表](#)」をご参照ください。

また、[\[年末調整一覧表\] メニュー](#)や[\[過不足税額一覧表\] メニュー](#)でも、「特定親族特別控除額」「扶養親族1～10-特定親族合計所得」が集計できます。

#### 注意

令和 7年12月 1日以後に給与等の支払いがない人には、この改正は適用されません。

#### 対応メニュー

- [年末調整 - 年末調整 - 年末調整処理 - 年末調整処理] メニュー
- [年末調整 - 年末調整 - 年末調整資料 - 年末調整一覧表] メニュー
- [年末調整 - 年末調整 - 年末調整資料 - 過不足税額一覧表] メニュー

メインメニュー右上の (データメンテナンス) から [汎用データ作成] メニューの「年末調整」の「年末調整データ作成」

メインメニュー右上の (データメンテナンス) から [汎用データ受入] メニューの「年末調整」の「年末調整データ受入」

## 【源泉徴収票】メニュー

以下のように様式が変更され、当サービスでも新様式に対応しました。

1. 「控除対象扶養親族」欄の名称が「控除対象扶養親族等」欄に変更されました。  
特定親族がいる場合は、氏名と特定親族特別控除の額をもとに区分が表示されます。

### 補足

特定親族特別控除の額	区分（特定親族が居住者）	区分（特定親族が非居住者）
63 万円	10	11
61 万円	20	21
51 万円	30	31
41 万円	40	41
31 万円	50	51
21 万円	60	61
11 万円	70	71
6 万円	80	81
3 万円	90	91

2. 「控除対象扶養親族等の数」欄に「特親」欄が追加され、特定親族の人数が出力されます。
3. 「特定親族特別控除の額」欄が追加されました。

## 対応メニュー

[年末調整 - 年末調整 - 源泉徴収票 - 源泉徴収票] メニュー

[年末調整 - 年末調整 - 源泉徴収票 - 源泉徴収票一覧表] メニュー

[電子申告 - 法定調書 - 光ディスク等 - 税務署提出用データ作成] メニュー

[電子申告 - 給与支払報告書 - 光ディスク等 - 市町村提出用データ作成] メニュー

## 【源泉徴収簿】メニュー

特定親族特別控除の適用がある場合は、欄外に「特定親族特別控除額 XXX,XXX円」と印字されます。

所属	301 営業部 東日本営業課	社員番号	100000	氏名	山田 一郎	住所	〒162-0052 東京都新宿区戸山2-13-8 ロイヤルパークマンション805			
役職	課長	生年	昭和41年 9月 21日	性別	男	職業	役員			
区分	支払月日	課税支払額	社会保険料等	特定親族特別控除額	所得税	年末調整に2も適用不足額	徴収徴収額	区分	金額	税額
1	1・24	478,972	71,800	407,172	4	6,300	0	給与	5,674,482	82,500
2	2・25	475,051	71,790	403,261	4	6,050	0	給与	1,643,000	127,690
3	3・25	474,964	71,788	403,176	4	6,050	0	給与		
4	4・25	478,885	71,798	407,087	4	6,300	0	給与		
5	5・23	478,972	71,800	407,172	4	6,300	0	給与		
6	6・25	478,885	71,798	407,087	4	6,300	0	給与		
7	7・25	478,885	71,798	407,087	4	6,300	0	給与		
8	8・25	478,972	71,800	407,172	4	6,300	0	給与		
9	9・25	478,972	71,800	407,172	4	6,300	0	給与		
10	10・24	413,000	2,271	410,729	4	6,420	0	給与		
11	11・25	479,952	2,694	477,258	4	9,940	0	給与		
12	12・25	478,972	2,687	476,285	4	9,940	▲114,890	▲104,950		
計		5,674,482	653,824	5,020,658		82,500				
7	7・10	821,500	125,326	696,174	4	42,647	0	42,647		
12	12・10	821,500	127,380	694,120	4	85,043	0	85,043		
計		1,643,000	252,706	1,390,294		127,690				
合計		7,317,482	906,530	6,410,952		210,190				
前年度未収等										

  

区分	金額	税額
給与	5,674,482	82,500
給与	1,643,000	127,690
小遣金		
計	7,317,482	210,190
給与所得控除後の給与等の金額	5,485,733	
所得金額調整控除額		
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)	5,485,733	
社会保険(給与等からの控除)分	906,530	
除税額(申告による社会保険料の控除)		
控除額(申告による社会保険料の控除)		
生命保険料の控除額	84,000	
地震保険料の控除額	28,000	
配偶者(特別)控除額	380,000	
扶養控除及び障害者等の控除の合計	960,000	
基礎控除額	630,000	
所得控除額の合計額	3,618,530	
課税所得金額及び課税所得控除	1,867,000	93,350
(特定増収等)在宅個人等特別控除額		
年 額 所 得 税 額		93,350
年 額 所 得 税 額		95,300
差引(超過額又は不足額)		114,890
繰越額		9,940
繰越額		104,950
の積算		104,950
不足額		
の積算		

  

特定親族特別控除額	438,000
-----------	---------

### 補足

令和 8年分に対応した様式の源泉徴収簿の奉行サプライは、令和 8年分の年末調整対応版で提供を開始する予定です。

## 対応メニュー

[年末調整 - 年末調整 - 源泉徴収簿 - 源泉徴収簿] メニュー

[年末調整 - 年末調整 - 源泉徴収簿 - 年末調整計算書] メニュー

[年末調整 - 年末調整 - 源泉徴収簿 - 年末調整通知書] メニュー

## 【社員情報】メニュー（令和 8年 1月以後）

【年次更新】メニューで年次更新を実行して処理年が「令和 8年」になると、【社員情報】メニューの【家族・所得税】ページの扶養親族の扶養区分に「5：特定」が追加されます。19 歳から 23 歳未満の親族がいる場合は、合計所得金額に応じて、扶養区分を選択します。

なお、年次更新の際に前年（令和 7年）の年末調整処理で特定親族であった場合は、自動的に「5：特定」が表示されます（年齢が 23 歳未満の場合）。また、所得見積額に【年末調整処理 - 特定親族合計所得】画面の特定親族合計所得が表示されます。

19 歳以上 23 歳未満の親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	【社員情報】メニューの【家族・所得税】ページの扶養区分
58 万円以下 (123 万円以下)	「2：特定扶養」
58 万円超 100 万円以下 (123 万円超 165 万円以下)	「5：特定」
100 万円超 (165 万円超)	「0：控除対象外」

【扶養人数情報】に「特定親族」欄が追加され、扶養区分が「5：特定」の扶養親族がいる場合は、「特定親族」欄と「扶養等の数」欄に人数が加算されます。

【家族情報】		配偶者の有無		1		配偶者のあり	
No.	フリガナ 氏名	性別	生年月日	死亡年月日	扶養区分	障害者区分	障害等級等
配	ヨウコ	1	女性	昭和55年 5月31日	令和 年 月 日	0	居住者
親	洋子	01	妻	1	同居	0	控除対象外
1	ヒロアキ	0	男性	平成17年 6月 1日	令和 年 月 日	0	居住者
	洋子	01	子	1	同居	5	特定
2	シンスケ	0	男性	平成20年 1月11日	令和 年 月 日	0	居住者
	洋子	01	子	1	同居	1	一般扶養
3	オオハラ トシ	1	女性	昭和15年 6月 4日	令和 年 月 日	0	居住者
	大原 とし	03	母	1	同居	4	老親等
4		0	男性	令和 年 月 日	令和 年 月 日	0	居住者
		00	1	同居	0	控除対象外	0
5		0	男性	令和 年 月 日	令和 年 月 日	0	居住者
		00	1	同居	0	控除対象外	0

  

【本人区分情報】	
障害者区分	0 対象外
障害者区分	0 対象外
勤労学生区分	0 対象外
未成年者区分	0 対象外
災害者区分	0 対象外
外国人区分	0 対象外
居住者区分	0 居住者

  

【扶養人数情報】	
配偶者区分	0 控除対象外
一般扶養親族	1 名 一般障害者 0 名
特定扶養親族	0 名 特別障害者 0 名
老人扶養親族	0 名 到底特別障害者 0 名
同居老親等	1 名 非居住者親族 0 名
特定親族	1 名
年少扶養親族	0 名
扶養等の数	3 名

### ！ 注意

処理年が「令和 7年」の間は、扶養区分に「5：特定」は表示されません。

これに伴い、汎用データの社員情報データの項目が変更されます。

詳細は、「[データ受入形式一覧表](#)」をご参照ください。

## 対応メニュー

【受給者情報 - 社員情報 - 社員情報 - 社員情報】メニュー

メインメニュー右上の（データメンテナンス）から【汎用データ作成】メニューの「受給者情報」の「社員情報データ作成」

メインメニュー右上の（データメンテナンス）から【汎用データ受入】メニューの「受給者情報」の「社員情報データ受入」

# 扶養親族等の所得要件の改正に対応

以下の通り、扶養親族等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

当サービスでは、[「年末調整処理」メニュー](#)で年末調整計算する際に、自動的に判定されます。

【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件（収入が給与だけの場合の収入金額）	
	改正前	改正後
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	48 万円以下 (103 万円以下)	58 万円以下 (123 万円以下)
配偶者特別控除の対象 となる配偶者	48 万円超 133 万円以下 (103 万円超 201 万 5,999 円以下)	58 万円超 133 万円以下 (123 万円超 201 万 5,999 円以下)
勤労学生	75 万円以下 (130 万円以下)	85 万円以下 (150 万円以下)

## ⚠ 注意

令和 7年12月 1日以後に給与等の支払いがない人には、この改正は適用されません。

## 対応メニュー

[「年末調整 - 年末調整 - 年末調整処理 - 年末調整処理」メニュー](#)

# 令和 6年入居の住宅ローン控除の改正に対応

新築・買取再販については、住宅の区分と特例対象個人か否かで、借入限度額が以下のようになります。

## 📝 補足

特例対象個人とは、令和 6年12月31日（年の途中で死亡した場合はその時点）の現況で、以下のいずれかの人です。

- 夫婦のいずれかが 40 歳未満
- 19 歳未満の扶養親族を有する

特例対象個人として令和 6年分の確定申告を行った場合は、税務署から送付される住宅ローン控除申告書の住宅の区分等欄に「特例対象個人」と印字されます。

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	特例対象個人の場合：5,000 万円 上記以外の場合：4,500 万円
ZEH水準省エネ住宅	特例対象個人の場合：4,500 万円 上記以外の場合：3,500 万円
省エネ基準適合住宅	特例対象個人の場合：4,000 万円 上記以外の場合：3,000 万円
その他の住宅	2,000 万円（建築確認を受けたものとします）
震災特例の場合	特例対象個人の場合：5,000 万円 上記以外の場合：4,500 万円

当サービスでは、[\[年末調整処理\]メニュー](#)の「税額控除」ページの住宅の区分等に選択肢が追加され、以下のように変更されました。居住開始年月日や控除額適用区分、住宅の区分等の設定をもとに、住宅借入金等控除額が自動計算されま

変更前	変更後
00：非該当	00：非該当
01：中古住宅	01：中古住宅
02：特例居住用家屋	02：特例居住用家屋
03：認定住宅・新築	03：認定住宅・新築
04：認定住宅・買取再販	04：認定住宅・買取再販
05：認定住宅・新築・特例認定住宅等	05：認定住宅・新築・特例認定住宅等
06：ZEH水準省エネ住宅・新築	06：ZEH水準省エネ住宅・新築
07：ZEH水準省エネ住宅・買取再販	07：ZEH水準省エネ住宅・買取再販
08：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等	08：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等
09：省エネ基準適合住宅・新築	09：省エネ基準適合住宅・新築
10：省エネ基準適合住宅・買取再販	10：省エネ基準適合住宅・買取再販
11：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等	11：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等
	12：特例対象個人
	13：特例認定住宅等・特例対象個人
	14：認定住宅・新築・特例対象個人
	15：認定住宅・買取再販・特例対象個人
	16：認定住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人
	17：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例対象個人
	18：ZEH水準省エネ住宅・買取再販・特例対象個人
	19：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人
	20：省エネ基準適合住宅・新築・特例対象個人
	21：省エネ基準適合住宅・買取再販・特例対象個人
	22：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人

これに伴い、汎用データの年末調整データに項目が追加されます。

詳細は、「[データ受入形式一覧表](#)」をご参照ください。

## 対応メニュー

[年末調整 - 年末調整 - 年末調整処理 - 年末調整処理] メニュー

メインメニュー右上の (データメンテナンス) から [汎用データ作成] メニューの「年末調整」の「年末調整データ作成」

メインメニュー右上の (データメンテナンス) から [汎用データ受入] メニューの「年末調整」の「年末調整データ受入」

## 退職所得の源泉徴収票の改正に対応

令和 8年 1月 1日以後に提出する退職所得の源泉徴収票の改正に対応しました。

- 提出範囲の変更に対応  
役員だけでなく、退職手当等の支払を受けるすべての人が提出することになりました。  
当サービスの令和 8年分の [\[退職所得の源泉徴収票・特別徴収票\]メニュー](#)では、すべての人の提出区分が「1：提出する」になります。
- 新様式に対応  
「番号」欄が追加されました。

退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

OBC商事株式会社

社員番号 氏名 支払日 令和 年 月 日 令和8年分

提出区分 退職所得申告書提出の有無

支払を受ける者 住所又は居所  
1月1日の住所  
氏名 (役職名)

区分	番号	支払金額	源泉徴収税額		特別徴収税額	
			円	円	市町村民税	道府県民税
所得税法 第201条 第1項 第1号等						
所得税法 第201条 第1項 第2号等						
所得税法 第201条 第3項等						

退職所得控除額 勤続年数 就職年月日 退職年月日

(概要)

F1 ヘルプ F2 発行 F5 次データ F8 画面表示 F10 条件設定 F12 閉じる

当サービスでは、令和8年分の「[退職所得の源泉徴収票・特別徴収票](#)」メニューに「番号」欄が追加されます。初期値は空欄です。必要に応じて、「1」～「7」を入力してください（入力する番号については、支払内容に応じて所轄の税務署へご確認ください）。

これに伴い、汎用データの退職所得の源泉徴収票・特別徴収票データに項目が追加・削除されます。詳細は、「[データ受入形式一覧表](#)」をご参照ください。

## 対応メニュー

[支払調書 - 支払調書 - 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票 - 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票] メニュー  
[電子申告 - 国税電子申告 - 法定調書 - 光ディスク等 - 税務署提出用データ作成] メニュー

メインメニュー右上の  (データメンテナンス) から [汎用データ作成] メニューの「支払調書」の「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票データ作成」

メインメニュー右上の  (データメンテナンス) から [汎用データ受入] メニューの「支払調書」の「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票データ受入」

内容については、変更または次回以降へ延期する場合があります。